

(保 12)

平成24年4月20日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

後発医薬品の使用促進につきましては、国の施策として、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標（「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定））を掲げ、後発医薬品の使用促進の取り組みを行うことから、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成20年5月2日付日医発第162号（保36））によりご案内のとおり、平成20年度の診療報酬改定で保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正が行われ、「後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。」と明記されたことを受けて、生活保護の医療扶助においても「指定保険医療機関医療担当規定」に同様の文章を記載し、後発医薬品の適切な選択について理解が得られるように、被保護者に対して周知徹底を図ってきたところであります。

また、その後、「生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導等について」（平成23年3月11日（保229））により、電子レセプトの分析結果等に基づき、被保護者に係る後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し、相当程度低調な場合等には、使用が低調な理由について、当該指定医療機関から意見聴取するとともに、医療扶助における後発医薬品の使用促進の実施に協力を求める取り組みも実施してきたところであります。

これらの取り組みを行ってきた上で、なお生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用状況が、他の医療保険制度の使用状況に比べ低調であること等から、処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した生活保護受給者に対して、後発医薬品の効能及び安全性並びに国全体で使用促進している状況について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、服用を踏まえた本人の意向を確認し、さらなる使用促進を図る取り組みを行うこととなりましたのでご連絡申し上げます。（詳細につきましては、別添資料をご参照ください。）

なお、当該取り組みに関しましては、「処方医が後発医薬品への変更を不可」としている場合には対象となりません。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

（平 24. 4. 13 社援保発 0413 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長）

写

社援保発0413第1号
平成24年4月13日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品である。

後発医薬品は、一般的に開発費用が安く抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を行っている。

生活保護の医療扶助においても、「指定医療機関医療担当規程」（昭和25年8月23日厚生省告示第222号）の改正や「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成20年4月30日社援保発第0430001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、後発医薬品の使用促進に努めてきたところであるが、今般、下記により、更なる使用促進を図ることとしたので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図りたい。

なお、本通知については、（社）日本医師会、（社）日本歯科医師会、（社）日本薬剤師会と協議済みであることを申し添える。

記

1 後発医薬品の使用促進について

- （1）後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っているが、平成23年9月時点での数量シェアは22.8%となっており、政府目標の達成のためには一層の使用促進が必要である。

このため、平成24年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を進めており、また、平成24年度中に後発医薬品の使用促進に係る新たなロードマップを作成するなど、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

- (2) 各医療保険者や行政など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護の医療扶助についても、生活保護受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進を図るため、2に掲げる取組を行うこととしたものである。

2 具体的取組

(1) 概要

処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した生活保護受給者に対して、後発医薬品の効能及び安全性並びに国全体で使用促進している状況について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、服用を踏まえた本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る取組を行うものとする（(1)に記載した取り組みを以下「本取組」という。）。

(2) 後発医薬品に関する生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組や後発医薬品に関する以下の事項について周知徹底を図ること。

- ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であること。
- イ 国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいること。
- ウ 処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合には、生活保護受給者に対し、薬局において、一旦、後発医薬品の服用を促すものであること。
- エ 処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断したにもかかわらず、先発医薬品の使用を継続している者に対して、後日、先発医薬品を使用している事情等を福祉事務所が聴取することがあるとともに、後発医薬品の品質、有効性及び安全性等について不安がある場合等には、後発医薬品について理解を求めた上で、改めて服用を促すことになること。
- オ 一旦、後発医薬品を服用した者に対しては、その後、改めて服用を踏まえた本人の意向を確認の上、継続した後発医薬品の服用を促すことになること。

カ 本取組は、生活保護受給者の理解の上、後発医薬品を服用することを促すものであり、強制するものでないこと。

(3) 指定医療機関に対する取組

生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)の指定を受けている病院、診療所(以下「指定医療機関」という。)に対して、本取組について理解を求めること。

(4) 指定薬局に対する取組

ア 生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなどにより、本取組の実施に理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

イ 指定薬局に対して、医師の判断により後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、後発医薬品を一旦服用することを促して頂くよう協力を求めること。

また、後発医薬品を一旦服用した生活保護受給者に対して、服用を踏まえた本人の意向を確認の上、継続して後発医薬品を服用することを促して頂くよう協力を求めること。

ウ 上記イにより指定薬局に対して本取組への協力を求めた後、下記(5)のウにより、後発医薬品の選択等について説明されなかったとの回答があった場合、当該指定薬局に対して、その事情を踏まえうえて、改めて本取組への協力を求めること。

(5) 後発医薬品を使用していない者の確認

ア 調剤報酬明細書の確認

調剤報酬明細書(以下「調剤レセプト」という。)の調剤内容を確認し、既に後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を使用している者を抽出すること。

イ 処方せんの確認

アにより抽出した者について、指定薬局から調剤の給付を受けている場合は、必要に応じ、別添3の依頼文書例を参考に、指定薬局に対して処方せんの写しの提出協力を依頼し、当該処方せんの写しに、処方医による「後発医薬品への変更不可欄」への署名又は先発医薬品の銘柄名の近傍に「変更不可」との記載がされているか、当該指定薬局において後発医薬品の変更が可能かどうかについて確認を行うこと。

なお、処方せんの写しについては、対象者に係る全ての処方せんについて提出を求める必要はなく、先発医薬品が使用されている直近月の処方せんのうちの1枚について提出を依頼すればよいこと。

また、薬局に処方せんの写しの提出を依頼する際には、複数の者にかかるものをまとめて依頼を行うなど、薬局の事務負担について十分な配慮を行うこと。

処方せんを確認した結果、「後発医薬品への変更不可欄」に医師の署名等がある場合については、下記ウの確認を行う必要はないこと。

ウ 生活保護受給者に対する確認

上記イにより確認された者に対して、先発医薬品の使用に係る状況（指定薬局より後発医薬品の選択等について説明を受けているか等）の確認を行うこと。

(6) 生活保護受給者に対する更なる説明

上記(5)による確認の結果、指定薬局において、後発医薬品の使用が可能である旨の説明を受けたにもかかわらず、特段の理由なく後発医薬品の使用をしていないと認められた場合には、可能な限り、直接本人に面会するなどにより、その事情を踏まえたうえで、後発医薬品を一旦服用することについて理解を求めること。

その際も、本人の意向を尊重し強制するものにならないよう配慮すること。

3 留意事項

(1) 生活保護受給者に対する周知は、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず行うこと。周知の方法は2の(2)に掲げる方法のほか、継続的に医療扶助の適用を受けている者に対しては、直接、本人に面会し説明をするなど、可能な限り、より効果的な方法により行うこと。

また、本取組は、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として実施するものであるため、平成24年度に限ったものではなく、今後継続して行うものである。したがって、生活保護受給者への本取組の周知は、少なくとも年1回は行うこと。さらに、福祉事務所は、後発医薬品があるにもかかわらず先発医薬品が処方され、かつ、医師が後発医薬品への変更を不可としていない場合で継続して先発医薬品を使用している生活保護受給者を確実に把握したうえで、本取組について、粘り強く説明し、理解を得るよう継続して働きかけること。

(2) 指定医療機関及び指定薬局への説明は、パンフレット等を送付するだけ

でなく、訪問し説明するなどにより、本取組の趣旨等について理解を頂くよう努めること。やむなくパンフレット等を送付するだけになってしまう場合であっても、事前に電話等により本取組について説明した後、送付する等懇切丁寧な説明を行うよう努めること。

- (3) 後発医薬品の使用状況の確認は、電子レセプトを活用することにより、後発医薬品への切り替えが可能な者の把握が容易に行えるものであること。
- (4) 本取組を確実に実施するために、平成 24 年度予算では、後発医薬品の使用促進など 医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため、医療扶助相談・指導員を配置することができることにしているところであり、積極的に活用すること。
- (5) 本取組は、生活保護受給者の理解の上、後発医薬品を服用することを促すものであり、強制するものでないこと。
- (6) 本取組は、医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外としているものであること。

いやくひん

ジェネリック医薬品とは？

くすり

Q. どんなお薬なの？

ジェネリック医薬品は、後発医薬品とも呼ばれ、
先発医薬品(新薬)の特許が切れた後につくられ
た薬です。

き め あんぜんせい だいじょうぶ

Q. 効き目や安全性は大丈夫？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ成分
を同じ量含む薬で、厳正に審査したものが使わ
れています。

いやくひん せんばついやくひん ひんしつ

ジェネリック医薬品と先発医薬品は、品質や
効き目、安全性が同じです。

つか

Q. みんな使っているの？

先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を
落とすことなく、医療費の削減につながります。

おうべい はばひろ つか にほん

このため、欧米では幅広く使われていて、日本
でも、行政や医療保険など国全体で普及促進に
取り組んでいます。

いやくひん

ジェネリック医薬品について

ふあん

わからないことや不安なことが

ふくしじむしょ

あるときは、福祉事務所や

いし やくざいし そうだん

医師または薬剤師に相談

しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

いやくひん

ジェネリック医薬品について
～生活保護を受給している皆さまへ～

一旦、使ってみませんか？

〇〇市



厚生労働省

生活保護を受給している皆さまにジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしています。

ジェネリック医薬品を一旦、服用
してみてください。

ジェネリック医薬品の品質や効き目、
安全性は、これまでのお薬と同じです

国全体でジェネリック医薬品の普及に
取り組んでいます

生活保護では、ジェネリック医薬品を
一旦、服用して頂くことを基本にしてい
ます

薬局で、ジェネリック医薬品の説明を
受けましたら、一旦、服用してみてください

ジェネリック医薬品をあまり服用
されていない場合に、事情をお伺い
することがあります。

福祉事務所では、ジェネリック医薬品
の服用状況を確認しています

ジェネリック医薬品を服用していない方
には、事情をお伺いすることがあります

服用に不安がある方は、福祉事務所
や医師または薬剤師にご相談ください

ジェネリック医薬品を一旦、服用
した後も続けてみてください。

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後
に、薬局や福祉事務所から、継続して服
用することの説明やご意向の確認を受け
ることがあります

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後
に、これまでのお薬に戻すことはできま
すが、ジェネリック医薬品は、品質や効き
目、安全性はこれまでのお薬と同じです
ので、特に変更する必要がなければ続
けて服用してみてください

生活保護を受給している皆さまにおか
れましても、ジェネリック医薬品の普及促
進にご理解・ご協力をお願いします

※ ジェネリック医薬品の服用を強制するものではありません

生活保護におけるジェネリック医薬品（後発医薬品） の使用促進について御協力をお願い

- 国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいる中、平成24年4月より、生活保護における後発医薬品の新たな使用促進策を実施します。
- 具体的には、ジェネリック医薬品の効能・安全性及び国全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、ジェネリック医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図ることにしています。
- 生活保護を受けている方が、処方せんを持参し、調剤を受けに来ましたら、別添のリーフレットを使用しながら下記について説明し、ジェネリック医薬品を一旦服用して頂くよう促してください。 ※別添のリーフレットは生活保護受給者にも配布しています。

- ① ジェネリック医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であること。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいること。
- ③ 生活保護では、本人の同意のもとで、ジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしていること。
 - ※ 一旦服用する期間は、1回の処方期間を目安。
 - ※ 処方医がジェネリック医薬品への変更を不可としている場合は、本取組の対象外。
- ④ ジェネリック医薬品を一旦服用した後に、本人の意向により元に戻すことは可能であること。

- また、ジェネリック医薬品を一旦服用したことがある生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、ジェネリック医薬品を変更する特段の理由がなければ、継続して服用して頂くよう促してください。
- 福祉事務所では、ジェネリック医薬品をあまり服用していない方に、事情をお伺いすることにしてあります。使用状況を確認するために、福祉事務所から薬局へ処方せんの情報提供（写しの提出）をお願いすることがありますので、御承知おきください。
- 生活保護のジェネリック医薬品の普及促進にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

【照会先】 ○○市△△部局課◇◇係（○○－○○○○）

〇〇薬局 殿

〇〇福祉事務所長

処方せん（写し）の提出に係るお願い

後発医薬品の利用に係る状況の確認を行うため、下記に記載した者に係る処方せんの写しを福祉事務所までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただく際には、当該処方せんの写しに、貴薬局において、対応する後発医薬品の調剤が可能である場合は「対応可」を、在庫が無いなどにより対応できない場合には「対応不可」と記載いただいた上でご提出いただきますようお願いいたします。

記

調剤月日	氏名	受給者番号	備考

連絡及び提出先

〇〇福祉事務所 担当△△

住所

電話 00-0000-0000